

健発 0 2 1 0 第 8 号

平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について

緩和ケアについては、「がん対策推進基本計画」(平成 19 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられ、がん診療連携拠点病院を中心に緩和ケア研修会が開催されてきた。第 2 期の基本計画(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)では、「これまで取り組んできた緩和ケア研修会の質の維持向上を図るため、患者の視点を取り入れつつ、研修内容の更なる充実とともに、必要に応じて研修指導者の教育技法などの向上を目指した研修を実施する」ことが取り組むべき施策として掲げられ、3 年以内の見直しを目標としている。

今般、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を下記のとおり一部改正し、これに則った研修の実施を推進することとしたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正内容

別添のとおり

2. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日施行

3. 経過措置

平成 28 年 3 月 31 日までに旧指針に基づき開催された緩和ケア研修会については、旧指針と新指針による単位の読み替え表を用いて、新指針に基づき研修修了するものとすることができる。なお、本読み替え表については、別途通知するので御留意されたい。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

- (1) 定期的開催を行う実施主体
 - ①がん診療連携拠点病院
 - ②特定領域がん診療連携拠点病院
- (2) 定期的開催が望ましい実施主体
 - ①都道府県
 - ②地域がん診療病院
 - ③民間団体

4 研修対象者

がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に 3 の (1) の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。

5 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

- ① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者（以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。）であること。

研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のウの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2)の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2)の③のオに関する講義を行う場合には、がん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にすること。

ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。

イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。

ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及

び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること

- ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）
- ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
- エ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
- オ がん緩和ケアにおけるコミュニケーション
- カ がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
- キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて
- ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について

6 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。
- ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。
- エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。

- ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
- ・ 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん

対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(緩和ケア研修会の名称) を修了したことを証します

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿

本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」

(平成27年2月10日付け健発0210第8号厚生労働省健康局長通知)

にのっとりたものであると認めます

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

様式2

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成27年2月10日付け健発0210第8号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：平成 年 月 日～平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 6 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成27年2月10日付け健発0210第8号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 緩和ケア研修会の内容：
- 3 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 4 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 5 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 6 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 7 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

確認依頼書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成27年2月10日付け健発0210第8号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会（単位型研修会）を修了したことの確認を依頼します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

(1) 一般型研修会を実施する場合について

緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について：90分以上
(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)
- ③がん疼痛についてのワークショップ：180分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
 - ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方
 - イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)
- ④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)：90分以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について
- ⑩その他

研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

（2）単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、本開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0.5単位以上

②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）：1単位以上

③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上（ただし、2単位を同日に実施すること）

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。

ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方

イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）

④呼吸困難、消化器症状等の疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む）：0.5単位以上

⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：0.5単位以上

⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上

⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上

⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：1単位以上

⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについ

て：0.5単位以上

⑩その他

都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針一部改正新旧対照表

別添

現行指針	新指針
<p>別添</p> <p>がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針</p>	<p>別添</p> <p>がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針</p>
<p>1 趣旨</p> <p>本指針は、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられており、緩和ケアに携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下、「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、治療の初期段階から緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>本指針は、がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんが診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。</p>
<p>2 緩和ケア研修会</p> <p>緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。</p>	<p>2 緩和ケア研修会</p> <p>緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。</p>
<p>3 実施主体</p> <p>(1) 定期的開催を行う実施主体</p> <p>①がん診療連携拠点病院</p> <p>②特定領域がん診療連携拠点病院</p> <p>(2) 定期的開催が望ましい実施主体</p> <p>①都道府県</p> <p>②地域がん診療病院</p> <p>③民間団体</p>	<p>3 実施主体</p> <p>(1) 定期的開催を行う実施主体</p> <p>①がん診療連携拠点病院</p> <p>②特定領域がん診療連携拠点病院</p> <p>(2) 定期的開催が望ましい実施主体</p> <p>①都道府県</p> <p>②地域がん診療病院</p> <p>③民間団体</p>
<p>4 研修対象者</p> <p>がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に3の(1)の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。</p>	<p>4 研修対象者</p> <p>がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に3の(1)の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。</p>
<p>4 緩和ケア研修会の開催指針</p>	<p>5 緩和ケア研修会の開催指針</p>

エ ワークショップを開始するに当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラム（以下「アイスブレイキング」という。）を行うこと。
オ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容
緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。
ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア

イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
ウ 不安、抑うつ及びびせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
エ がん医療におけるコミュニケーション技術

オ 全人的な緩和ケアについての要点
カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
ク 在宅における緩和ケア

5 緩和ケア研修会の修了証書
(1) 修了証書の交付について
緩和ケア研修会の修了者（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。
(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合
ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確
認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標
準プログラム」に準拠していることを認めると認める場合には、緩和ケア研
修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書の名称等を記載
月前までに関係書類を厚生労働省健康局総務課がん対策推進室（以下「が
ん対策推進室」という。）まで提出すること。

ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したも
のであるとがん対策推進室が確認した場合には、その旨を当該都道府
県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1
に準拠した修了証書の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した
上で、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出
された修了証書については、健康局長印を押印すること。
エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかつ
た者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書に
ついては、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策推進室まで提出
すること。

オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次回

ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容
緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。
ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について

イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の留意点などにも配慮した内容であること）

ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
エ 不安、抑うつ及びびせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
オ 緩和ケアにおけるコミュニケーション
カ がん診療断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しにつ

キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて
ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について

6 緩和ケア研修会の修了証書
(1) 修了証書の交付について
緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。
(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合
ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確
認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標
準プログラム」に準拠していることを認めると認める場合には、緩和ケア研
修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書の名称等を記載
月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「が
ん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。

ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したも
のであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都
道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1
に準拠した修了証書の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した
上で、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで
提出された修了証書については、健康局長印を押印すること。
エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかつ
た者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書
については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進
課まで提出すること。

オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次回

に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県が
対策担当課を通じて、がん対策推進室まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての
本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログ
ラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関
する案を作成し、がん対策推進室まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プ
ログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確
認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準
プログラム」に準拠しているか認めると認める場合には、その旨を研修会主催責任
者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定めるすべての単
位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添
えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載
し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策推進室まで提出すること。
提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返
却すること。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含
む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対
策推進室まで報告すること。

- ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会企画責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
- ・ すべての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及
び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

6. その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等
都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づ
くがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア病院機能強化事業実施要綱に基づき、厚生
労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づき、がん
診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の
緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会
を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会
を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会につ
いて、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるよう努めるこ
と。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県が
がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての
本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログ
ラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関
する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会
標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確
認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準
プログラム」に準拠しているか認めると認める場合には、その旨を研修会主催責任
者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位
を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添
えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、
都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出するこ
と。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県
に返却すること。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含
む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対
策・健康増進課まで報告すること。

- ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会企画責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
- ・ 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所
属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

7. その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等
都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づ
くがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア病院機能強化事業実施要綱に基づき、厚生
労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づき、がん
診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の
緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会
を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会
を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会につ
いて、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるよう努めるこ
と。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。

② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基礎教育のための都道府県指導者研修会」又は平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策推進室に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。

② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基礎教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基礎教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。

- (1) 一般型研修会を実施する場合について
緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。
研修の実施に当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。

- ①がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について（プレテスト及び解説を含む）
- ②がん性疼痛の治療法の実践について（プレテスト及び解説を含む）

- ③がん性疼痛についてのワークショップ：180分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと
ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療

イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方箋の実践の記載

ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）

- ④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて（プレテスト及び解説を含む）

⑥がん医療におけるコミュニケーション技術について（プレテスト及び解説を含む）

⑦がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：90分以上

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと
ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討

イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習

⑧その他

研修会企画責任者は、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと

- ア 全人的な緩和ケアについての要点
- イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

- (1) 一般型研修会を実施する場合について
緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について：90分以上（放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）
- ③がん疼痛についてのワークショップ：180分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方

イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）

④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと）

⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて

⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）

⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時に行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと）

⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについての演習（がんと診断された時から行われる患者への悪い知らせの伝え方についての説明も含むこと）：90分以上

⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について

⑩その他

研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）

ウ 要点

がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点

在宅における緩和ケア

- (2) 単位型研修会を実施する場合について
単位型研修会の1単位については、1. 5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。
都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

①がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法の概略について(プレテスト及び解説を含む)：0. 5単位以上

②がん性疼痛の治療法の実践について(プレテスト及び解説を含む)：0. 5単位以上

③がん性疼痛についてのワークショップ：2単位以上(ただし、2単位を同日に実施すること)

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。

ア グループ演習による症例検討① がん性疼痛を持つ患者の評価及び治療

イ グループ演習による症例検討② がん性疼痛に対する治療と処方案の実践の記載

ウ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)

④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて(プレテスト及び解説を含む)：0. 5単位以上

⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて(プレテスト及び解説を含む)：0. 5単位以上

⑥がん医療におけるコミュニケーション技術についての講義(プレテスト及び解説を含む)及びワークショップ：2単位以上(ただし、2単位を同日に実施すること)ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。また、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラムとして「アイスブレイキング」を効果的に行うこと。

ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習

社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等)

家族のケア

がん体験者やケア提供者等からの講演

- (2) 単位型研修会を実施する場合について
単位型研修会の1単位については、1. 5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。
また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、新開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。
研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0. 5単位以上

②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)：1単位以上

③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上(ただし、2単位を同日に実施すること)
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。

ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方

イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)

④呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む)：0. 5単位以上

⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：0. 5単位以上

⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)：0. 5単位以上

⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんを診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)：0. 5単位以上

⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんを診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見直しについての説明も含むこと)：1単位以上

⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて：0. 5単位以上

⑦その他

都道府県は、地域の状況を踏まえつつ、次に掲げる項目についても内容に含むこと。ただし、上記①～⑥で定めた研修の中に含まれてもよいものとす。

ア 全人的な緩和ケアについての要点

イ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点

ウ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点

エ 在宅における緩和ケア

⑩その他

都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）

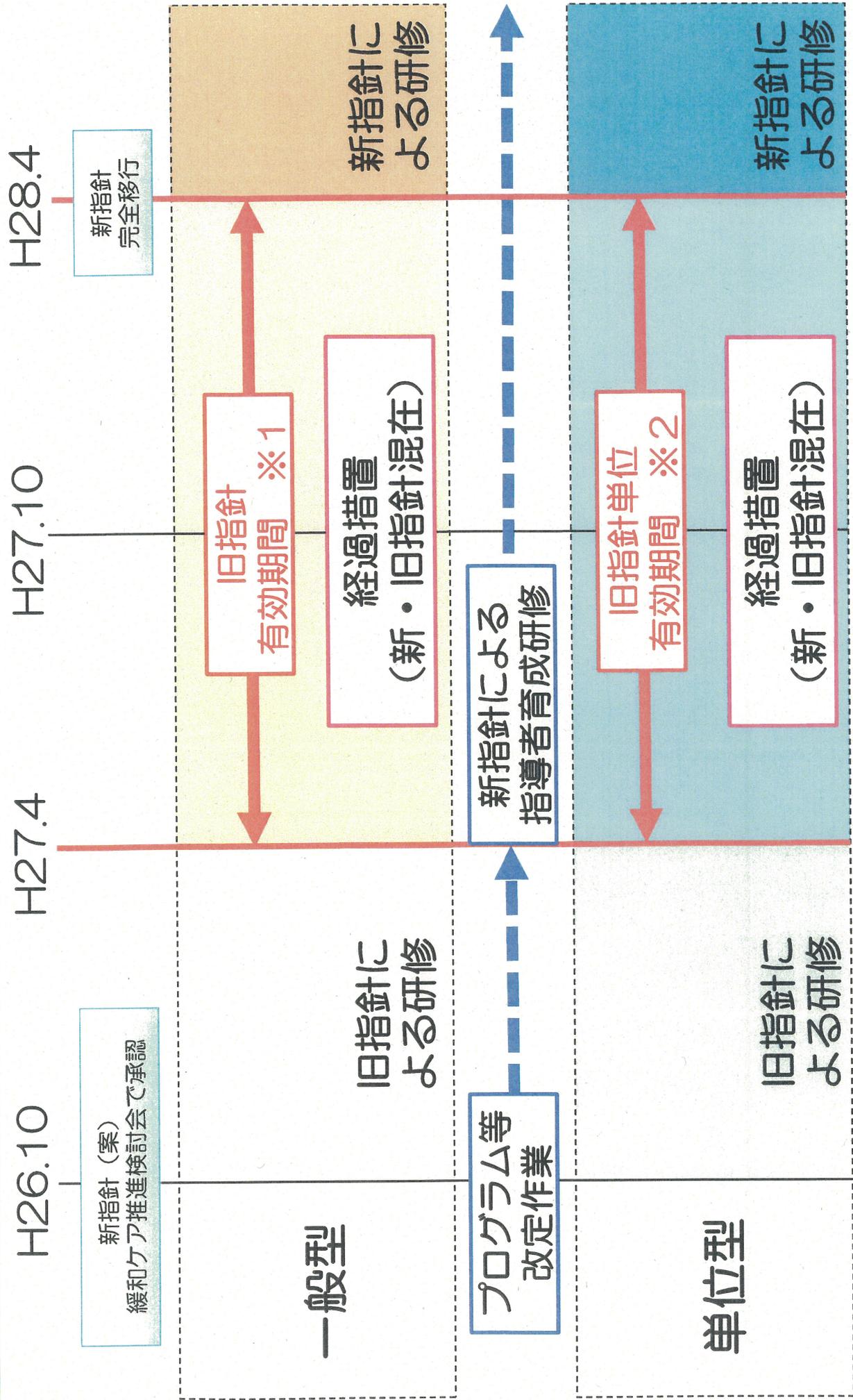
イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）

ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）

エ 家族のケア

オ がん体験者やケア提供者等からの講演

緩和ケア研修会開催指針の経過措置



※1 経過措置期間においても一般型研修会での同一研修会では、新・旧一方のみの開催指針に準拠した内容とする。
 ※2 経過措置期間においては、旧指針と新指針による単位の読み替え表(別紙)を用いて研修修了を判断する。

福岡県単体型緩和ケア研修会 日程表 (予定)

期間: 平成26年11月1日～平成27年8月31日

実施機関	開催日	問合せ先(住所・TEL)	申込受付期間
九州大学病院	平成27年3月(A)21日(土)、(B)22日(日)	812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	H27年1月5日～H27年2月6日
独立行政法人国立病院機構九州がんセンター	平成27年7月(A)4日(土)、(B)5日(日)	811-1385 福岡市南区野多目3-1-1	H27年4月1日～H27年5月29日
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	平成27年6月(A)13日(土)、(B)14日(日)	810-8563 福岡市中央区地行浜1-8-1	H27年4月13日～H27年4月27日
福岡県済生会福岡総合病院	平成27年8月(A)1日(土)、(B)2日(日)	810-0001 福岡市中央区天神1-3-46	H27年6月1日～H27年7月4日
福岡大学病院	平成27年4月(A)25日(土)、(B)26日(日)	810-0180 福岡市城南区七隈7-45-1	H27年3月4日～H27年4月3日
独立行政法人国立病院機構福岡西医療センター	平成27年6月(A)27日(土)、(B)28日(日)	811-3195 古賀市平島1-1-1	H27年4月13日～H27年5月15日
公立学校共済組合 九州中央病院	平成27年2月(A)21日(土)、(B)22日(日)	815-8588 福岡市南区植原3-23-1	H26年12月2日～H27年1月17日
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	平成27年8月(A)8日(土)、(B)9日(日)	810-8539 福岡市中央区長浜3-3-1	H27年6月1日～H27年7月10日
福岡市民病院	平成27年5月(A)23日(土)、(B)24日(日)	812-0045 福岡市博多区吉原本町13番1号	H27年3月1日～H27年4月17日
福岡赤十字病院	平成27年7月(A)25日(土)、(B)26日(日)	815-8585 福岡市南区大橋3-1-1	H27年5月15日～H27年6月26日
原三信病院	平成27年7月(A)11日(土)、(B)12日(日)	812-0033 福岡市博多区大隈町1-8	H27年4月7日～H27年5月16日
北九州市立医療センター	平成26年11月(A)23日(日)、(B)24日(月・祝)	802-0077 北九州市小倉北区馬場2-1-1	終了
独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	平成27年2月(A)7日(土)、(B)8日(日)	806-8501 北九州市八幡西区津の浦1-8-1	H26年11月10日～H27年1月9日
産業医科大学病院	平成27年8月(A)22日(土)、(B)23日(日)	807-8585 北九州市八幡西区生ヶ丘1-1	H27年6月28日～H27年7月17日
社会医療法人 共愛会 戸畑共立病院	平成27年6月(A)6日(土)、(B)7日(日)	804-0093 北九州市戸畑区沢見2-5-1	H27年4月1日～H27年5月15日
製鉄記念八幡病院	平成27年(A)2月28日(土)、(B)3月1日(日)	805-8508 北九州市八幡東区妻の町1-1-1	H26年12月1日～H27年1月27日
小倉記念病院	平成27年6月(A)27日(土)、(B)28日(日)	802-8555 北九州市小倉北区遠野3-2-1	H27年4月1日～H27年5月29日
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	平成27年7月(A)25日(土)、(B)26日(日)	802-8533 北九州市小倉南区妻ヶ丘10-1	H27年5月11日～H26年6月19日
久留米大学病院	平成27年3月(A)14日(土)、(B)15日(日)	830-0011 久留米市旭町67	H26年12月8日～H27年1月23日
社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院	平成27年7月(A)25日(土)、(B)26日(日)	830-8543 久留米市津塚町422	H27年4月20日～H27年5月30日
公立八女総合病院	平成27年7月(A)11日(土)、(B)12日(日)	834-0034 八女市高塚5-60-2	H27年5月1日～H27年5月29日
大牟田市立病院	平成27年7月(A)4日(土)、(B)5日(日)	838-8567 大牟田市宝塚町2-19-1	H27年5月1日～H27年5月31日
福岡医師会病院	平成27年8月(A)1日(土)、(B)2日(日)	838-0069 朝倉市赤巻4-22-1	H27年4月20日～H27年5月31日
高木病院	平成27年6月(A)6日(土)、(B)7日(日)	831-0016 大川市通馬141-11	H27年1月1日～H27年4月30日
飯塚病院	平成27年7月(A)25日(土)、(B)26日(日)	820-8505 飯塚市芳塚町3-83	H27年5月11日～H27年6月19日
社会保険田川病院	平成27年7月(A)11日(土)、(B)12日(日)	826-8585 田川市大字上本町10-18	H27年5月1日～H27年6月19日
田川市立病院	平成27年6月(A)13日(土)、(B)14日(日)	825-8567 田川市大字欄1700-2	H27年4月13日～H27年5月22日

※ 未定事項、受講申し込み方法等につきましては、各実施医療機関に直接お問い合わせください。

平成26年11月25日現在

(A):A課程 (B):B課程